

平成 2 8 ～ 3 0 年度総括

群馬県立都市公園指定管理者評価報告書
【群馬の森】

平成 3 1 年 3 月

群馬県立都市公園指定管理者評価委員会
事務局：群馬県県土整備部都市計画課

目 次

1. 指定管理者制度の概要と評価の目的	1
2. 群馬県立都市公園指定管理者評価委員会	2
(1) 評価委員会の概要	2
(2) 評価方法	2
(3) 評価基準	3
(4) 評価委員会実施状況	4
3. 公園指定管理者の評価結果	5
(1) 評価結果	5
(2) 評価総評	5
4. 群馬の森の評価総括	5

1 指定管理者制度の概要と評価の目的

公の施設の管理に民間の知識・能力を活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること等を目的に平成15年の地方自治法（昭和22年法律第67号）改正によって「指定管理者制度」が導入され、従来、公社・事業団等に委託先が限定されていた公の施設の管理について、民間事業者も管理運営主体となることができることとなった。

これに伴い、平成18年度から群馬県県土整備部では導入を開始し、現在所管する県立都市公園5公園において、指定管理者制度を導入している。

指定管理者の業務内容については、公園管理者^{※1}と指定管理者^{※2}との間で締結された協定書及び仕様書に基づき履行確認がなされているが、指定管理者制度は、公の施設を一定の裁量を付与した上で民間事業者へ委ねる制度であり、履行確認のみならず、管理・運営に対する適切な評価・モニタリングが重要となる。

「群馬県立都市公園指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）は、第三者の立場から指定管理者の業務実施状況を客観的に評価するとともに、今後の業務改善に反映させるために設置されたものである。

※1 公園管理者：公園を設置管理する者（群馬県県土整備部都市計画課・土木事務所）

※2 指定管理者：群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条に基づき知事が指定した公園を管理運営する者

本報告書の対象となる県立都市公園及び指定管理者は、次のとおり。

■ 本報告書対象県立都市公園

公園名	群馬の森
公園種別	総合公園
供用開始経緯	昭和49年10月 供用開始
	昭和56年3月 現形
供用面積	26.2 h a

■ 本報告書対象県立都市公園指定管理者

公園名	指定管理者	指定期間
群馬の森	グリーンクラフトマン（株）	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日

2 群馬県立都市公園指定管理者評価委員会

(1) 評価委員会の概要

評価委員会は、対象となる全公園について総合的に評価を実施する本部委員と、公園利用者の視点でそれぞれの公園のみの評価を実施する地元委員により組織される。委員の構成は次表のとおり（敬称略）。

本部委員	地元委員（群馬の森）
委員長 小林 享 （学識経験者）	松田 百合子
委員 ・南 賢二 （学識経験者）	熊谷 晃 （H28、29）
・寺田 哲夫 （社会保険労務士）	野尻 浩 （H28、29）
・吉川 真由美 （中小企業診断士）	鈴木 聡子 （H30）
・石澤 知子 （一級造園施工管理技士 一級建築士）	徳江 洋 （H30）
・仲野 尚美 （群馬県女性団体連絡協議会理事、ぐんま地域活動連絡協議会長、群馬県少子化対策推進県民会議委員）	

(2) 評価方法

以下2点の方法により、評価を行った。

○現地調査及び指定管理者ヒアリング（各年度2回）

※原則、現地調査時に「指定管理者によるセルフモニタリング」及び「県によるモニタリング」の確認を実施。（各年度4回：四半期ごと）現地調査のタイミングで実施できない時は、調査後に別途郵送にて対応。

また、評価項目は以下のとおり。

○維持管理業務

- ①清掃点検（屋内部分：建物・トイレ等）
- ②清掃点検（屋外部分：園路・駐車場・広場等）
- ③清掃点検（休憩施設：ベンチ等）
- ④清掃点検（遊具）※敷島公園以外
- ⑤植物管理（中高木）
- ⑥植物管理（低木）
- ⑦植物管理（芝生）
- ⑧植物管理（花壇）

○運營業務

- ①利用実績・運営企画
- ②広報・広聴
- ③県民の参画

○自主事業

◎総合評価：各公園の特徴を考慮の上、評価項目ごとの重みの違いを勘案し、総合的に評価したもの

(3) 評価基準

次表の基準により4段階で評価を行った。

評価	説明
A	仕様書等に基づいて立てられた事業計画どおりの成果・実績があり、加えて施設設置目的及び指定管理業務の向上に向け、独自の創意工夫を行っている。
B	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の履行が、ほぼ満足されている。
C	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の履行すべき事項の中に、取組の弱いものがある。
D	仕様書等に基づいて立てられた事業計画の内容に不履行がある。

(4) 評価委員会実施状況

年度	回数	日時	場所	内容
平成28年度	第1回	平成28年6月16日	敷島公園	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・管理運営方針確認 ・事業計画書確認 ・モニタリングシート確認 (平成28年度第1四半期) ・本部委員と地元委員の意見交換
		6月23日	観音山ファミリーパーク 群馬の森	
		6月29日	金山総合公園	
	第2回	平成28年9月7日	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬の森 平成27年度(上半期)評価及び平成25～27年度総括評価の確定
	第3回	平成28年11月10日	金山総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・事前通知をしない現地調査 ・改善事項進捗状況報告書確認 ・モニタリングシート確認 (平成28年度第1、第2四半期) ・本部委員と地元委員の意見交換 ・県立都市公園統一アンケート結果確認
		11月17日	敷島公園	
11月18日		観音山ファミリーパーク 群馬の森		
平成29年度	第1回	平成29年6月8日	群馬の森 観音山ファミリーパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・モニタリングシート確認 (H28年度第4四半期) ・改善事項進捗状況報告書確認 ・管理運営方針確認 ・事業計画書確認 ・平成29年度管理運営状況に関する意見交換
		6月15日	敷島公園	
		6月22日	金山総合公園	
	第2回	平成29年8月7日	県庁	H29年度(上半期)評価の確定
	第3回	平成29年11月7日	群馬の森 観音山ファミリーパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・改善事項進捗状況報告書確認

		平成 29 年 11 月 16 日	金山総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングシート確認 (H29 年度第 1 四半期、第 2 四半期) ・H29 年度管理運営状況審議 ・県立都市公園統一アンケート結果確認 ・評価委員会の運営方法について
		平成 29 年 11 月 17 日	敷島公園	
	郵送	平成 29 年 2 月 20 日	—	モニタリングシート確認 (H29 年度第 3 四半期)
	第 4 回	平成 30 年 3 月 2 日	県庁	H29 年度評価の確定
	郵送	平成 30 年 3 月 16 日	—	モニタリングシート確認 (H29 年度第 4 四半期：群森のみ)
平成 30 年度	第 1 回	平成 30 年 5 月 30 日	県庁	・評価委員会設置目的及び各公園の概要等の説明
	第 2 回	平成 30 年 7 月 19 日	観音山ファミリーパーク 群馬の森	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・管理運営方針確認 ・事業計画書確認 ・モニタリングシート確認 (平成 30 年度第 1 四半期) ・本部委員と地元委員の意見交換
		7 月 24 日	敷島公園	
		7 月 25 日	金山総合公園 多々良沼公園	
	第 3 回	平成 30 年 9 月 21 日	県庁	・群馬の森 平成 30 年度(上半期)評価及び平成 28～30 年度総括評価の確定
	第 4 回	平成 30 年 12 月 13 日	群馬の森 観音山ファミリーパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・改善事項進捗状況報告 ・モニタリングシート確認 (平成 30 年度第 2 四半期) ・本部委員と地元委員の意見交換
		12 月 19 日	敷島公園	
		12 月 21 日	金山総合公園 多々良沼公園	
	第 5 回	平成 31 年 3 月 6 日	県庁	・群馬の森 平成 30 年度評価及び平成 28～30 年度総括評価の最終確定

3 公園指定管理者の総合評価結果

(1) 評価結果一覧

県立都市公園名	年度総合評価			全体総合評価
	28年度	29年度	30年度	
群馬の森	A	A	A	A

※総合評価とは、各公園の特色を考慮の上、評価項目ごとの重みの違いを勘案し総合的に評価したものである。

(2) 評価総評

良好な維持管理がなされ、公園の施設特性を活かしつつ利用者サービスの向上に向けた多くの自主事業も行われている。

4 群馬の森の評価総括

指定管理期間を通じて、緑が豊かな公園で樹木や芝生・花壇等の管理を適切に行っており、多くの自主事業を通じた利用者増加や、ボランティア・近隣高校との連携を積極的に推進することで、公園の活性化が図られていると評価できる。

施設全般が老朽化していることは事実であるが、出来ることに取り組み、よりよい公園づくりに臨む積極的姿勢が期待される。